

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査業務約款

制定 2022年9月1日

(責務)

- 第1条 依頼者(以下「甲」という。)及び一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「乙」という。)は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(以下「法」という。)、法施行規則及び農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則並びにこれらに基づく告示・命令等(以下「法及び命令等」という。)を遵守し、この約款並びに畜舎建築利用計画に係る技術基準等審査(以下、「技術基準等審査」という。)業務規程(乙が別に定めた規程。以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 2 乙は、法及び命令等に従い、公正、中立な立場で厳正かつ適正に、技術基準等審査を行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、乙が別に定める技術基準等審査業務手数料規程に基づき算定された額の手数料を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の技術基準等審査業務(以下「業務」という。)遂行に必要な範囲内において、業務規程に定める畜舎等の必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙の業務において、技術基準等審査依頼に係る図書に関し、乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を添えるなど説明等の追加又は訂正等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は特別の定めはしないが、この契約が締結された日(以下、「契約日」という。)以降、遅滞なく業務を実施するものとする。
- 2 乙は、甲が前条第5項から第6項までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示し、その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、契約日又は乙の指定する日とする。ただし、事前に甲と乙との間において協議した場合は別に定める日とする。

(手数料の支払方法)

- 第4条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する方法で支払うものとする。ただし、甲と乙との間において協議した場合は別に定める方法とする。

(依頼の変更)

第5条 甲は、畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等適合証の交付前までに甲の都合により技術基準等審査依頼を変更(依頼の取下げを含む)する場合、当該技術基準等審査依頼を速やかに取り下げなければならない。

2 前項の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があったものとみなす。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、業務を誠実に執行せず、また、その見込みのないとき。

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第1条第4項に掲げる手数料を第3条に定める支払期日までに支払わない場合。

(2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

(3) 前各号のほか、不可抗力により、この契約を維持することが相当でない認められるとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に応じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(合意管轄)

第9条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、静岡簡易裁判所または静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

附 則

この約款は、2022年9月1日から施行する。